

〔1〕 函館市港湾施設管理条例

平成12年3月28日

条 例 第 3 8 号

沿革 平成15. 3. 20 条例第17号	平成17. 9. 29 条例第76号	令和 2. 3. 31 条例第23号
平成16. 6. 25 条例第35号	平成24. 3. 22 条例第26号	
平成16. 11. 17 条例第110号	平成25. 12. 18 条例第70号	
平成17. 3. 25 条例第23号	平成31. 3. 6 条例第19号	

函館市港湾管理条例（昭和28年函館市条例第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市の管理する港湾施設の管理に関し必要な事項を定めることにより、その安全かつ効率的な利用を図り、もって市の管理する港湾の適正な運営に資することを目的とする。

（用語）

第2条 この条例における用語の意義は、別に定めるもののほか、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において「港湾施設」とは、法第12条第5項の規定に基づき告示された施設をいう。

（利用者の責務）

第3条 港湾施設を利用する者は、この条例およびこの条例に基づく規則ならびに法その他の法令に従い、港湾施設の安全かつ効率的な利用に支障とならないようにするとともに、港湾環境の維持に努めなければならない。

（制限区域の設定等）

第3条の2 市長は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。第14条第7号において「国際船舶・港湾保安法」という。）第37条の規定に基づき、港湾区域内に水域指標対応措置として制限区域を設定するものとする。

2 市長は、前項の規定により制限区域を設定するときは、あらかじめ、その区域を告示するものとする。その区域を変更し、または廃止するときも、同様とする。

（通常使用）

第4条 港湾施設は、当該港湾施設の目的（法第2条第5項各号に区分された港湾施設の目的をいう。以下同じ。）に従い、使用（占用を除く。以下同じ。）をすることができる。

（通常使用の許可）

第5条 前条の規定により港湾施設（航路、道路その他市長が定めるものを除く。）を使用しようとする者は、一般使用（貨物の荷さばきその他の使用の目的が終了するまでの間使用の目的に必要な範囲内で使用することをいう。以下同じ。）および 専用使用（期間を限ってその期間が終了するまでの間独占的に使用することをいう。以下同じ。）の種類ごとに、市長の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第6条 市長は、前条の許可の申請が次の各号の一に該当すると認める場合を除き、許可をしなければならない。

- (1) 申請をした者が、当該申請に係る港湾施設の使用について必要な免許、許可その他の法令に基づく資格を有しないとき。
- (2) 申請をした者が、この条例の規定により、使用の許可の取消しを受け、その取消しのあった日から起算して2年を経過しないとき。
- (3) 申請に係る行為により港湾施設が損傷され、または汚損されるおそれがあるとき。
- (4) 申請に係る港湾施設の能力に照らし適切でないとき。
- (5) 市長が港湾施設の効率的な利用を確保するため特にその用途を定めた場合にあっては、その定められた用途に照らし適切でないとき認められるとき。
- (6) 専用使用にあっては、その期間が1年を超えるとき、またはその期間が1年を超えないものであっても、当該期間が当該専用使用に係る港湾施設の使用の目的その他に照らし適切でないとき認められるとき。
- (7) その他港湾の開発、利用または保全に著しく支障を与えるおそれがあるとき。

(目的外使用の許可)

第7条 港湾施設は、第4条の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、当該港湾施設の目的以外の目的に使用することができる。

2 市長は、前項の許可の申請が当該港湾施設の目的および用途を妨げるおそれがないものであり、かつ、港湾の開発、利用および保全に支障を与えるおそれがないものであると認める場合を除き、許可をしてはならない。

(占用の許可)

第8条 港湾施設は、市長の許可を受けて、当該港湾施設に工作物を設置する等により、その全部または一部を占有することができる。ただし、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域について占有する場合または法第37条の規定により許可を受け、もしくは協議した者が当該許可もしくは協議に係る行為として占有する場合は、市長の許可を要しない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号に掲げる要件に適合すると認める場合を除き、許可をしてはならない。

- (1) 港湾施設の目的および用途を妨げるおそれがないものであること。
- (2) 港湾施設を原状に回復することが困難でないものであること。
- (3) その他港湾の開発、利用および保全に支障を与えるおそれがないものであること。

(変更の許可)

第9条 第5条、第7条第1項または前条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項については、その変更があった後遅滞なく届け出ることをもって足りる。

2 前項の許可に当たっては、第5条の許可の変更については第6条の規定を、第7条第1項の許可の変更については同条第2項の規定を、前条第1項本文の許可の変更については同条第2項の規定をそれぞれ準用する。

(第三者使用の禁止)

第10条 第5条, 第7条第1項または第8条第1項の許可を受けた者は, 当該許可に係る港湾施設を第三者に使用させ, または占用させてはならない。

(使用料等および利用料金)

第11条 第5条, 第7条第1項もしくは第8条第1項または法第37条第1項第1号もしくは第2号の許可(次項に規定する許可を除く。)を受けた者は, 函館港にあつては別表第1, 樫法華港にあつては別表第2に定める使用料, 占用料または土砂採取料(以下「使用料等」という。)を市長が指定する日までに納めなければならない。

2 第20条第4項の規定により読み替えて適用される第5条または第8条第1項の許可を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)から受けた者は, 港湾施設の使用または占用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金の額は, 指定管理者が, 別表第1または別表第2に掲げる金額の範囲内において, あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 利用料金の支払方法については, 指定管理者が, あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(使用料等および利用料金の減免)

第12条 市長は, 公益上その他特に必要があると認めるときは, 使用料等を減免することができる。

2 指定管理者は, 特に必要と認める場合について, あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより, 利用料金を減免することができる。

(使用料等および利用料金の不還付)

第13条 既納の使用料等は, 還付しない。ただし, 市長は, 特別の理由があると認めるときは, その全部または一部を還付することができる。

2 既納の利用料金は, 還付しない。ただし, 指定管理者は, 特別の理由があると認める場合について, あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより, その全部または一部を還付することができる。

(禁止行為)

第14条 何人も港湾施設内において, 次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 港湾施設に貨物その他の物件を放置すること。

(2) 港湾施設を損傷し, または汚損すること。

(3) 保管施設およびその隣接箇所において, 喫煙し, または火気を使用すること。

(4) 岸壁, 物揚場等においてたき火をすること。

(5) 他の貨物を汚損し, もしくは損傷するおそれのあるもの, 伝染のおそれのあるもの, 腐敗したものまたは不潔なものを搬入すること。

(6) 関係車両以外の立入禁止等市長が表示した規制事項に反する行為をすること。

(7) 国際船舶・港湾保安法第29条第1項に規定する重要国際埠頭施設を国際船舶・港湾保安法第2条第1項に規定する国際航海船舶の利用に供する場合において, 第3条の2第1項に規定

する制限区域に正当な理由なく接近し、または進入すること。

- (8) その他規則で定める行為
(行為の許可)

第15条 港湾施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) くん蒸作業をすること。
- (2) 第8条第1項の許可に係る行為として行う場合を除き、港湾施設の原状に変更を加えること
- (3) 指定箇所以外において爆発物等他に危害を及ぼすおそれのある物を取り扱うこと
- (4) 臨港道路を損傷するおそれのある車両を通行させること。
- (5) その他規則で定める行為

2 第7条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、もしくは変更し、その許可の効力を停止し、もしくは条件を変更し、もしくはその許可に新たな条件を付し、または作業その他の行為の中止、貨物その他の物件の搬出、船舶の移動、工作物の改築もしくは除却、作業その他の行為もしくは工作物により生じたもしくは生ずべき損害を除去し、もしくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること、もしくは港湾施設を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例もしくはこの条例に基づく規則の規定またはこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、または措置を命ずることができる。

- (1) 許可に係る作業その他の行為につき、またはこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、またはこれらの処分が取り消され、もしくは効力を失つたとき。
- (2) 港湾工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、港湾施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上必要があると認める場合

3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、またはその命じた者もしくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨およびその期限までに当該措置を行わないときは、市長またはその命じた者もしくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(報告の徴収および立入検査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、またはその職員に当該許可に係る行為に係る場所もしくは当該許可を受けた者の事務所もしくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況もしくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入出港の届出)

第18条 総トン数500トン以上の船舶は、函館港港湾区域に入港したとき、または函館港港湾区域から出港しようとするときは、入港届または出港届を市長に提出しなければならない。

(許可の条件)

第19条 市長は、この条例の規定による許可には、港湾施設の安全かつ効率的な利用その他港湾の適正な管理のために必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けた者に対し、不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

(指定管理者による管理)

第20条 市長が定める港湾施設（以下この条において「特定施設」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。

2 市長は、特定施設を定めたときは、その種類および名称を告示するものとする。それらを変更したときも、同様とする。

3 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 特定施設の使用または占用等の許可および規制に関すること。

(2) 特定施設の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

4 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第6条（第5号を除く。）、第8条、第9条（第7条第1項の許可の場合を除く。）、第15条（第1項第2号から第5号までを除く。）、第16条第1項および第2項ならびに前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(過料)

第21条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第5条の許可を受けないで一般使用または専用使用をした者

(2) 第7条第1項の許可を受けないで港湾施設をその目的以外の目的に使用した者

(3) 第8条第1項の許可を受けないで港湾施設の占用をした者

(4) 第9条第1項の許可を受けなければならない事項の変更を許可を受けないでした者

(5) 第14条（第7号を除く。）の規定に違反した者

(6) 第14条（第7号に限る。）の規定に違反した者で、市長が発する退去警告に従わなかったもの

- (7) 第15条第1項の許可を受けないで、港湾施設内において同項各号に掲げる行為をした者
 - (8) 第16条第1項または第2項の規定に基づく市長の命令に従わなかった者
 - (9) 第17条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（過怠金）

第22条 詐偽その他不正の行為により占用料または土砂採取料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

（規則への委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の函館市港湾管理条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく許可を受けている者は、改正後の函館市港湾施設管理条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づく許可を受けた者とみなす。
- 3 改正後の条例別表の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可に係る使用料等について適用し、施行日前の許可に係る使用料、占用料または採取料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき許可を受けているものの施行日に係る時間単位区分の使用料については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月20日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月25日条例第35号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（平成16年11月17日条例第110号）

- 1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市港湾施設管理条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料、占用料または採取料（以下この項において「使用料等」という。）および次項の規定によりみなされる同日前の許可（以下この項において「編入前の許可」という。）に係る使用料等のうち平成17年4月1日以後の期間に係るものについて適用し、編入前の許可に係る使用料等のうち同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に廃止前の榎法華村港湾管理条例（昭和29年榎法華村条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみ

なす。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月25日条例第23号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日条例第76号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第26号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年7月18日条例第70号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の港湾施設の使用、公共空地もしくは水域の占用または土砂の採取に係る使用料、占用料または土砂採取料および施行日以後の港湾施設の使用に係る利用料金の金額の範囲について適用し、施行日前の港湾施設の使用、公共空地もしくは水域の占用または土砂の採取に係る使用料、占用料または土砂採取料および施行日前の港湾施設の使用に係る利用料金の金額の範囲については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日から引き続き1日未満の時間単位（24時間単位を含む。）で使用料が定められている港湾施設および使用に係る利用料金の金額の範囲が定められている港湾施設の使用をしている者の当該使用に係る使用料および当該使用に係る利用料金の金額の範囲については、施行日以後最初に当該時間単位が終了するまでの間は、改正後の別表第1および別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月6日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の港湾施設の使用、公共空地もしくは水域の占用または土砂の採取に係る使用料、占用料または土砂採取料および施行日以後の港湾施設の使用に係る利用料金の金額の範囲について適用し、施行日前の港湾施設の使用、公共空地もしくは水域の占用または土砂の採取に係る使用料、占用料または土砂採取料および施行日前の港湾施設の使用に係る利用料金の金額の範囲については、なお従前の例による。
 - 3 施行日の前日から引き続き1日未満の時間単位（24時間単位を含む。）で使用料が定められている港湾施設および使用に係る利用料金の金額の範囲が定められている港湾施設の使用をしている者の当該使用に係る使用料および当該使用に係る利用料金の金額の範囲については、施行日以後最初に当該時間単位が終了するまでの間は、改正後の別表第1および別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月13日条例第23号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

区 分		金 額	
1 岸壁・けい船 くい使用料	(1) プレジャーボート以外の船舶 1隻につき ア けい留時間が12時間まで (ア) 総トン数50トン未満の船舶 (イ) 総トン数50トン以上100トン 未満の船舶 (ウ) 総トン数100トン以上の船舶 総トン数1トンまでごとに イ けい留時間が12時間を超え24 時間まで (ア) 総トン数50トン未満の船舶 (イ) 総トン数50トン以上100トン 未満の船舶 (ウ) 総トン数100トン以上の船舶 総トン数1トンまでごとに ウ けい留時間が24時間を超えるとき 超える時間12時間までごとの分 (ア) 総トン数50トン未満の船舶 (イ) 総トン数50トン以上100トン 未満の船舶 (ウ) 総トン数100トン以上の船舶 総トン数1トンまでごとに (2) プレジャーボート 艇の長さ1フィートまでごとに1隻 につき ア けい留が1月未満 1日につき イ けい留が1月以上1年未満 1月につき ウ けい留が1年以上 1年につき	外航船舶 以外の船舶	外航船舶
		231円	210円
		462円	420円
		9円24銭	8円40銭
		308円	280円
		616円	560円
		12円32銭	11円20銭
		154円	140円
		308円	280円
		6円16銭	5円60銭
		8円80銭	8円
		275円	250円
		3,300円	3,000円

<p>2 物揚場使用料</p>	<p>(1) プレジャーボート以外の船舶 1隻につき ア 常時使用 けい留1月までごとに (ア) 総トン数30トン未満の船舶 (イ) 総トン数30トン以上50トン未満の船舶 (ウ) 総トン数50トン以上の船舶 イ 臨時使用 けい留1日までごとに (ア) 総トン数30トン未満の船舶 (イ) 総トン数30トン以上50トン未満の船舶 (ウ) 総トン数50トン以上の船舶 (2) プレジャーボート 艇の長さ1フィートまでごとに1隻につき ア けい留が1月未満 1日につき イ けい留が1月以上1年未満 1月につき ウ けい留が1年以上 1年につき</p>	<p>2,772 円 5,544 円 9,240 円 143 円 275 円 462 円 8 円 80 銭 275 円 3,300 円</p>	<p>2,520 円 5,040 円 8,400 円 130 円 250 円 420 円 8 円 250 円 3,000 円</p>
<p>3 上屋使用料</p>	<p>(1) 指定保税上屋以外の上屋 ア 一般使用 (ア) 15日までの分 1平方メートルまでごとに 1日につき (イ) 16日以後の分 1平方メートルまでごとに 1日につき イ 専用使用 1平方メートルまでごとに1月につき (2) 指定保税上屋 ア 一般使用 (見本展示および貨物の加工をする場合を除く。)</p>		<p>11 円 13 円 20 銭 385 円</p>

	(ア) 5日までの分 (イ) 6日から15日までの分 1平方メートルまでごとに 1日につき (ウ) 16日以後の分 1平方メートルまでごとに 1日につき イ 専用使用 1平方メートルまで ごとに1月につき	無 料 11 円 13 円 20 銭 385 円	
4 港湾施設用地 使用料	(1) 通常使用 ア 荷さばき地 (ア) 15日までの分 1平方メートルまでごとに 1日につき a 舗装地 b 未舗装地 (イ) 16日以後の分 1平方メートルまでごとに 1日につき a 舗装地 b 未舗装地 イ その他用地（道路を除く。） 1平方メートルまでごとに 1月につき (ア) 舗装地 (イ) 未舗装地	特定使用 以外の使用	特定使用
		2 円 9 銭 1 円 76 銭 3 円 74 銭 3 円 41 銭 62 円 70 銭 49 円 50 銭	1 円 90 銭 1 円 60 銭 3 円 40 銭 3 円 10 銭 57 円 45 円
	ウ 道路	函館市道路占用料徴収条例（昭和45年函館市条例第26号）別表に掲げる額	

		特定使用 以外の使用	特定使用
	(2) 目的外使用 ア 荷さばき地 (ア) 15日までの分 1平方メートルまでごとに 1日につき a 舗装地 b 未舗装地 (イ) 16日以後の分 1平方メートルまでごとに 1日につき a 舗装地 b 未舗装地 イ その他用地（道路を除く。） (ア) 駐車使用以外の使用 1平方メートルまでごとに 1月につき a 舗装地 b 未舗装地 (イ) 駐車使用 自動車1台1月につ き	3円13銭 2円64銭 5円61銭 5円11銭 94円5銭 74円25銭 3,000円	2円85銭 2円40銭 5円10銭 4円65銭 85円50銭 67円50銭
5 船舶給水施設 使用料	岸壁給水 (1) 基本料金 ア 5立方メートルまで イ 5立方メートルを超える分 1立方メートルまでごとに	特定給水 以外の給水 1,980円 396円	特定給水 1,800円 360円

	<p>(2) 割増料金</p> <p>ア 勤務時間外の給水および冬期間（12月1日から翌年3月31日まで。以下同じ）における勤務時間内の給水</p> <p>イ 冬期間における勤務時間外の給水</p>	<p>給水の種別に応じ、それぞれの基本料金の額の15割に相当する額</p> <p>給水の種別に応じ、それぞれの基本料金の額の20割に相当する額</p>
6 可動橋施設 使用料	総トン数1トンまでごとに使用1回につき	1円94銭
7 移動式荷役 機械使用料	<p>(1) ジブクレーン1台につき</p> <p>ア 使用時間が1時間まで</p> <p>イ 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに</p> <p>(2) リーチスタッカ 1台につき</p> <p>ア 使用時間が1時間まで</p> <p>イ 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに</p>	<p>41,905円</p> <p>20,952円</p> <p>5,238円</p> <p>2,619円</p>
8 冷凍コンテナ 用電気供給施設 使用料	コンセント1口につき1時間までごとに	136円
9 公共空地 占用料	<p>(1) (2)に掲げるもの以外のものの占用</p> <p>ア 1月未満の占用 1平方メートルまでごとに</p> <p>イ 1月以上の占用 1平方メートルまでごとに1年につき</p> <p>(2) プレジャーボートの保管に係るものの占用</p> <p>ア 1月未満の占用 1平方メートルまでごとに</p> <p>イ 1月以上の占用</p>	<p>2円20銭</p> <p>24円</p> <p>6円60銭</p> <p>72円</p>

	1平方メートルまでごとに1年につき	
10 水域占用料	<p>(1) 船舶およびはしけのけい留ならびに建物および附属工作物、棧橋、橋りょう、船台、けい船くいその他これらに類するものの設置による占用</p> <p>ア 1月未満の占用 1平方メートルまでごとに</p> <p>イ 1月以上の占用 1平方メートルまでごとに1年につき</p> <p>(2) 水底管の設置による占用</p> <p>ア 1月未満の占用 1平方メートルまでごとに</p> <p>イ 1月以上の占用 1平方メートルまでごとに1年につき</p> <p>(3) プレジャーボートのけい留に係るものの設置による占用</p> <p>ア 1月未満の占用 1平方メートルまでごとに</p> <p>イ 1月以上の占用 1平方メートルまでごとに1年につき</p>	<p>3円2銭</p> <p>33円</p> <p>1円46銭</p> <p>16円</p> <p>9円7銭</p> <p>99円</p>
11 土砂採取料	1立方メートルまでごとに	61円60銭

備考

- 1 使用料の額が月単位で定められているものに係る使用の期間が1月未満であるとき、または使用の期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。
- 2 占用料の額が年単位で定められているものに係る占用の期間が1年未満である場合または占用の期間に1年未満の端数がある場合における占用料の額は、月割りによって計算する。この場合において、1月未満の端数が生じたときは、これを1月とする。

- 3 外航船舶とは、本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶をいう。
- 4 プレジャーボートの艇の長さは、艇の最先端から最後尾までのメートル実測とし、1メートルは、3.28フィートで計算する。
- 5 常時使用とは、1月単位でのけい留をいい、臨時使用とは、1日単位でのけい留をいう。
- 6 特定使用とは、電柱、地下埋設物、架空工作物その他これらに類するものを設置するための使用であって、その期間が1月以上のものをいう。
- 7 駐車使用とは、港湾施設の管理業務に従事する職員その他市長が定めるものが通勤のための自動車を駐車するために使用することをいう。
- 8 駐車使用の期間の始期または終期が月の中途である場合における当該月の使用料の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 9 自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）および軽自動車（二輪自動車を除く。）をいう。
- 10 特定給水とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第7条第1項第1号または租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第85条第1項の規定に該当する給水をいう。
- 11 勤務時間とは、職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成3年函館市規則第30号）第2条に規定する時間（職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）第2条第1項に規定する日に係る当該時間を除く。）をいう。

(別表第2以下省略)